

第1回検討会（平成28年9月20日）及び第2回検討会（平成28年10月4日）
における主な意見（案）

【1. カリキュラムの基本的な考え方等について】

- 有資格者のできあがりの姿を考えた上で、カリキュラムを考えていく必要があるのではないか。
- 公認心理師法（以下、「法」という。）では「保健医療」と書かれているが、保健と医療は分けて考えるべきではないか。
- 現状の大学のスタッフで公認心理師のカリキュラムがどれくらいできるかということも考えてほしい。
- 人と関わること、人の心を理解すること、その理解を周囲の幸せにつなげることの3つが重要であり、実験室で得られるものよりも、生きた人間を相手にしたものを重点的に学ぶべきではないか。
- 科学者-実践者モデルに沿って、基本的な心理学を学ぶことと現場での実践からエビデンスを見つけていくことの両方が必要ではないか。
- 公認心理師と民間資格（臨床心理士、学校心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士、ガイダンスカウンセラー等）は2階建てである。医師と内科医等の専門医の関係に似ている。
- 公認心理師養成には大学院教育が不可欠であり、資格はその水準に合わせるべきである。
- 各分野についての実務的知識を深めることと、全ての分野に通用するような共通の能力を高めることの比重を考慮し、カリキュラムを考える必要があるのではないか。学問と実務のバランスが重要ではないか。
- できるだけ法で使用されている言葉を用いることとし、法にないものは、定義を明確にすべきではないか。

【2. 公認心理師に求められる役割、知識及び技術について】

- 将来的には、心理の業務を行う者は、全員公認心理師資格を有した上で、専門性を高めていくことが理想ではないか。
- 学校においては、場合によっては医療や福祉、時には警察との連携が必要なことから、関係する医療等の分野についての知識も必要ではないか。
- 教育分野では、ストレス対処等予防開発的心理教育が重要である。これは、法第2条に挙げられた、公認心理師の行為の1つである。
- 教育分野で心理的支援を行っている者には、スクールカウンセラー、特別支援の教員、専任カウンセラーなどがいる。
- 教育分野において、障害のある子どもの特性を把握し、指導計画を作るときに、心理職が心理検査を行うなどの役割もあるのではないか。

- 個人だけでなく、学校組織への助言・介入をすることも必要ではないか。
- 法律ができるまでに心の問題も複雑になり、学問ありきではなくなった。今は様々な人と協力し、チームワークで仕事をするのが求められる。この状況を鑑みてこれまでの研修について見直しをしなければならないのではないか。
- 求められる役割、知識及び技術は、それぞれの分野毎に分けられるものではなく、どの分野にあっても他の分野を含めた広い視野を持つべきではないか。
- 何でも屋であることと専門性を持つことのバランスが重要ではないか。
- 社会のニーズを捉えられる能力も、求められるのではないか。
- チーム医療、医療における多職種協働においては医学についての知識が必要であり、必須とすべきではないか。
- 実務では既存の理論がそのまま当てはめられるという例はあまりない。主体性を損なわず、目の前の事象に向き合うことができるようにしなければいけないのではないか。
- 司法分野においては、当事者が必ずしも援助を求めているという状況で信頼関係を築く必要があるのではないか。
- 守秘義務などへの理解が必要ではないか。その際、例えば虐待防止の観点から法的には守秘義務を超えての情報共有ができる場合もあることも学ぶべきではないか。
- 法第2条第4号の教育及び情報提供の行為は、自殺予防等につながることから、公認心理師の役割として重要ではないか。
- 開示請求への対応や、他職種との情報共有を図る場合があるので、心理に関する所見等を正しい文章でしっかり記録できる能力や、適切にプレゼンテーションができる能力が必要ではないか。
- 公認心理師の業務の範囲や法的な責任の所在について学習すべきではないか。一般的に、心理職が診断を行うことはしないが、医師等との共通言語となるような疾患に関する基本知識等は理解しておくべきではないか。一方で、精神科医等の診断とは別に、いわゆるアセスメントや見立てを行うことは、公認心理師には必要な技術ではないか。
- 例えば、児童虐待などのケースでは、関わることを拒否する人（クライアント）と関係を築く必要があり、また、さまざまな人と情報を共有し連携することも必要ではないか。
- 高齢者や発達障害を含む精神障害者及び母子保健の対象である妊婦や障害児を含む乳幼児、その養育者などへの支援についても学習するべきではないか。また、福祉分野には障害福祉サービスが含まれていることを明確にすべきではないか。

- 産業・労働分野のメンタルヘルスでは個人のパフォーマンス向上のため、職場不適應などの改善が中心となるのではないか。

【3. カリキュラムの内容について】

(1) 必要な科目について

- 子どもの発達についてカリキュラムに組み込んでほしい。
- 今の心理職の多くは文系であるので、医学を教わるに当たっては生物学等の基本的知識も必要ではないか。
- 学生の時に犯罪心理学や基本法規を学んでおくとのよいのではないか。
- チーム援助、コミュニティ心理学、司法制度や被害者ケア、倫理について学ぶとのよいのではないか。
- 労務管理、労働三法（特に労働基準法）、三六協定、労働契約等についての理解をしておいてほしい。
- 心理学以外の科目については、医学、教育、福祉、司法などどの分野についてもバランスよく学んでおくべきではないか。
- 公認心理師は汎用資格であるので、心理学を幅広く学ぶ必要があるのではないか。海外（国際バカロレア）ではBio-Psycho-Socialの考え方を重視しており、公認心理師のカリキュラムも参考にすべきではないか。
- 活動する分野を問わず求められる知識を学ぶことを充実させるべきではないか。
- 精神医学を学ぶことは重要であることから、医学の中でも特に精神医学を重視すべきではないか。
- 人の心に関わることは、生きることの根幹に関わるため、心理学を学ぶ際には社会の仕組みも知ることが重要であり、行政や法律についても学ぶべきではないか。

(2) 実習・演習の内容について

- 様々な分野について広い視野が必要であり、各分野の方には研修への協力をお願いしたい。
- 医療現場で働いている心理職をみていると、医療現場での実習や研修が足りないのではないか。医学知識も足りないのではないか。
- 産業・労働の分野で働くに当たっては、企業経験があると良い。企業でのインターンシップを積極的に受け入れたい。その他、リワーク施設、EAP（Employee Assistance Program；従業員支援プログラム）での経験をしてほしい。
- 実習に力を注ぐべきではないか。学内相談室での実習、スーパービジョンを中心に据えて実施すべきではないか。

- 学部においては、PBL (Problem Based Learning) などを実施するべきではないか。
- 臨床心理士養成大学院においても、公認心理師の受験資格を得ることができるカリキュラムの内容を備えることが望まれるのではないか。既存の臨床心理士養成大学院における附属相談施設も活用できるが、公認心理師を養成する課程においては、現在の臨床心理士の養成において行われている緻密なスーパービジョンを必ずしも必要としないのではないか。
- 現在の臨床心理士養成大学院で行われているスーパービジョンは、最低限の内容であるから、行うべきではないか。
- 大学院とは実習を十分に積むところであり、特に医療分野の実習を重視するべきではないか。
- 大学院では実習で学んだことを形にするための理論もバランスよく学ぶ必要があるのではないか。
- 実習における施設や指導者の基準が必要ではないか。なお、精神科医療機関については、精神科専門医の研修施設等で対応することについて、関係学会において議論されている。

【4. 受験資格、国家試験について】

(1) 法第7条第2号、国家試験について

- 司法・法務分野での実務経験も含めてほしい。
- 医療分野からの意見として、実務経験は2年とすべきではないか。
- 実務経験を5年以上(医療、教育、福祉の3分野を必須)としてほしい。3分野の基礎知識や業務を学ぶためには、勤務しながら週末に講習を受けることが必要ではないか。
- 養成モデルとして既存の臨床心理士指定大学院及び専門職大学院を考慮してほしい。
- 実務経験は年数で定める以外に、症例数で定めるという方法もあるのではないか。
- 大学卒業後の無資格者を雇用しようという病院はあまりないと思われる。法第7条第1号と第2号の者が平等になるように国家試験の範囲について配慮してほしい。
- 全人格的、統合的な心理師の養成には論文試験や面接試験が重要ではないか。
- 国家試験に関する情報開示請求を受けることもあるため、論文試験や面接試験を行うのであれば、その判定基準を科学的・客観的に説明できるものでなければならないのではないか。

- 大学卒業者の質の担保に対しては危惧すべき点が多いと思われる。
- 大学卒業後の実務経験施設における指導者も重要ではないか。
- 大学院における実習と大学卒業後の実務経験は、臨床経験としては同等ではないか。
- 附帯決議は法律と同じくらい重要である。大学院を修了することが基本となっているので、受験資格の決め方としては、大学院をまず決めて、それと同等なものほどのくらいかと決めていく流れが良いのではないか。
- 臨床心理分野専門職大学院について、臨床心理士受験資格に加え、公認心理師受験資格を得ることができる教育課程として制度化されることが望ましいのではないか。

(2) 受験資格の特例について

- 臨床心理士の有資格者について、法第7条第1号の「その他その者に準ずるもの」や法第7条第3号で読み替えてほしい。
- 司法・法務分野での実務経験も現任者に含めてほしい。
- 既存の心理専門職については配慮が必要ではないか。経験重視の試験が望ましいのではないか。

【5. その他】

- スクールカウンセラーは色々な研修を受けているが、スーパーバイズの制度も別途必要ではないか。
- 修士課程で完結するものではないという前提に立ち、卒後教育のグランドデザインを別途描く必要があるのではないか。
- 今後の人口減少社会において、心理師にどれだけ人材を集めていくのかということについて考える必要があるのではないか。